

議案第77号

**東近江市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を  
適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ  
いて**

東近江市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

（東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第1条** 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「都市」の次に「及び農村集落」を加え、「及び公衆衛生」を「並びに公衆衛生」に、「及び特定環境保全公共下水道事業」を「、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業」に改める。

第3条第3項中「下水道事業」を「公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

4 農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び区域は、別表のとおりとする。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

名称	位置	区域
布施地区農業集落排水処理施設	布施町	布施町
上大森地区農業集落排水処理施設	上大森町	上大森町
大森地区農業集落排水処理施設	大森町	大森町
市辺地区農業集落排水処理施設	市辺町	市辺町
林田地区農業集落排水処理施設	林田町	林田町
瓜生津地区農業集落排水処理施設	瓜生津町	瓜生津町
白鳥川南部地区農業集落排水処理施設	上羽田町	上羽田町
白鳥川西部地区農業集落排水処理施設	下羽田町	下羽田町
八日市東部地区農業集落排水処理施設	今代町	池田町、今代町、寺町、石谷町の一部、一式町の一部、市原野町の一部、山上町の一部
市原東部地区農業集落排水処理施設	高木町	池之脇町、上二俣町、高木町、市原野町の一部
市原中部地区農業集落排水処理施設	市原野町	市原野町、新出町

和南地区農業集落排水処理施設	和南町	和南町
山上地区農業集落排水処理施設	山上町	山上町、高木町の一部、 上二俣町の一部
高野地区農業集落排水処理施設	永源寺高野町	永源寺高野町
青野地区農業集落排水処理施設	青野町	青野町、高木町の一部、 市原野町の一部
市原西部地区農業集落排水処理施設	石谷町	石谷町、一式町
五個荘奥地区農業集落排水処理施設	五個荘奥町	五個荘奥町
五個荘西部地区農業集落排水処理施設	五個荘七里町	五個荘石馬寺町、五個荘 七里町
五個荘南部地区農業集落排水処理施設	五個荘木流町	五個荘新堂町、五個荘木 流町、五個荘平阪町、五 個荘伊野部町
青山地区農業集落排水処理施設	青山町	青山町
愛東西部地区鯰江農業集落排水処理施設	鯰江町	鯰江町
愛東東部地区農業集落排水処理施設	小倉町	平尾町、小倉町、愛東外 町
愛東南部地区農業集落排水処理施設	中戸町	中戸町、妹町、曾根町
百濟寺地区農業集落排水処理施設	百濟寺本町	上山町、百濟寺本町
角井地区農業集落排水処理施設	園町	園町、大覚寺町、大林町、 市ヶ原町
愛東北部地区農業集落排水処理施設	北坂町	百濟寺町、北坂町
愛東中部地区農業集落排水処理施設	池ノ尻町	上中野町、下中野町、池 之尻町、梅林町
池庄地区農業集落排水処理施設	池庄町	池庄町、中岸本町の一 部、下岸本町の一部
大中地区農業集落排水処理施設	大中町	大中町
福堂地区農業集落排水処理施設	福堂町	福堂町

能登川北部地区農業集落排水処理施設	阿弥陀堂町	新宮町、阿弥陀堂町、川南町
栗見地区農業集落排水処理施設	栗見新田町	栗見新田町、栗見出在家町
蒲生堂地区農業集落排水処理施設	蒲生堂町	蒲生堂町
宮川地区農業集落排水処理施設	宮川町	宮川町
稲垂地区農業集落排水処理施設	稲垂町	稲垂町
鈴地区農業集落排水処理施設	鈴町	鈴町
石塔・平林地区農業集落排水処理施設	石塔町	平林町、石塔町

**第2条** 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表池庄地区農業集落排水処理施設の項を削る。

(東近江市事務分掌条例の一部改正)

**第3条** 東近江市事務分掌条例（平成22年東近江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第13号を削る。

第2条第13号を削る。

(東近江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第4条** 東近江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年東近江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中「給料」の次に「、管理職手当」を加え、「及び期末手当」を「、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(東近江市特別会計条例の一部改正)

**第5条** 東近江市特別会計条例（平成17年東近江市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(東近江市公共下水道事業審議会条例の一部改正)

**第6条** 東近江市公共下水道事業審議会条例（平成17年東近江市条例第218号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市上下水道事業審議会条例

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「10人」を「10人以内」に改め、同条第2項中「につき」を「のうちから」に改め、同項第2号中「受益者代表」を「上下水道の利用者」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「下水道事業の」を「上下水道事業の」に、「東近江市公共下水道事業」を「東近江市上下水道事業」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「東近江市公共下水道事業審議会」を「東近江市上下水道事業審議会」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、東近江市上下水道事業審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(東近江市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

**第7条** 東近江市農業集落排水処理施設条例(平成17年東近江市条例第221号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水処理施設(以下「施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改め、同条を第3条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り上げる。

第9条第1号中「農村下水道」を「下水道」に改め、同条第3号中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条第1項中「受託団体の長」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条に次の1項を加える。

2 五個荘地区における前項に規定する加入負担金の額は、25万円とする。

第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表とする。

(東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

**第8条** 東近江市農業集落排水処理施設使用料条例(平成17年東近江市条例第222号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第11条」に改める。

第3条第2項中「月の」を「前項の規定にかかわらず、月の」に、「についても、同様」を「は、次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 使用日数が15日以下で、かつ、排水量が基本排水量の2分の1以下のとき  
基本料金の2分の1に相当する額

(2) 前号以外のとき 1月分として算定した額

第4条中「の各号」を削り、同条第6号前段中「規則」を「規程」に、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第5条第2項中「第5条」を「第3条」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（督促及び督促手数料）

第9条 市長は、使用者が納付期限までに使用料を納付しないときは、納付期限後20日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認めた場合においては、これを徴収しないことができる。

（東近江市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

**第9条** 東近江市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年東近江市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（東近江市農業リソースセンター条例の一部改正）

**第10条** 東近江市農業リソースセンター条例（平成17年東近江市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「東近江市農業集落排水処理施設条例（平成17年東近江市条例第221号）第2条に定められた」を「東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）第3条第4項に定める」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業リソースセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第11条** 東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年東近江市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(東近江市水道事業給水条例の一部改正)

**第12条** 東近江市水道事業給水条例（平成17年東近江市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長の」を「管理者の」に改める。

(東近江市農業集落排水処理施設管理基金条例の廃止)

**第13条** 東近江市農業集落排水処理施設管理基金条例（平成17年東近江市条例第94号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東近江市公共下水道事業審議会条例の一部改正に伴う委員の任期に関する経過措置)

2 第6条の規定による改正前の東近江市公共下水道事業審議会条例第3条第2項の規定により東近江市公共下水道事業審議会の委員に委嘱されている者の任期は、第6条の規定による改正後の東近江市上下水道事業審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正に伴う東近江市農業集落排水処理施設使用料に関する経過措置)

3 第8条の規定による改正後の東近江市農業集落排水処理施設使用料条例第3条第2項の規定は、令和6年5月分として算定する東近江市農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）から適用し、同年4月までの分として算定する使用料については、なお従前の例による。

(東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正に伴う過料に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の過料の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

東近江市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係する本市条例の一部を改正し、及び廃止する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。